

「取組の方向」シート

資料2

基本目標	基本施策	取組の方向	計画書	具体的な施策 (具体的な施策の内容は計画書の該当ページ参照)	R6年度の取組状況	課題・今後の取組など	担当課	資料1 「活動指標」シート (連番にしたもの) 該当箇所	具体的な施策 (No.)	
意識改革を進める啓発活動の推進	① SNSや広報誌を活用した広報・啓発活動の推進【重点施策】	① わかりやすい広報・啓発活動の推進	P40	・市広報誌、人権さんだ、市ホームページへの情報掲載を行った。男女共同参画週間やパープルリボンキャンペーン等のイベントの際に記者提供を行った。また、人権・男女共同参画プラザにおいては、SNSを用いた情報発信を行った。	・世代によって、情報収集方法が異なり、意識や課題が様々であるため、市広報誌、HP、SNSなど様々な媒体を活用し世代に応じた広報・啓発を行う。	人権共生推進課	1・2	1		
			P40	・三田駅前と新三田駅前に加え、市民センターやまちづくり協働センターにも市民活動情報掲示板を設け、市民活動団体の活動等の情報発信を支援した。 ・人権・男女共同参画プラザにおいてアウトリーチ活動として市民活動推進プラザと合同でまちなかお茶会を2回開催し、地域活動団体と情報・意見交換を行った。	・効果的な情報発信ができるよう、市民活動団体を支援していく。また、市民活動推進プラザと人権・男女共同参画プラザの連携により、広報・啓発活動の充実に努めていく。 ・人権・男女共同参画プラザにおいて、まちなかお茶会を開催し、地域活動団体と情報・意見交換を行う。	地域づくり推進課 人権共生推進課		2		
		② 雇用分野における男女共同参画の意識啓発の充実	③ 雇用分野における男女共同参画の意識啓発	P40	・三田市企業人権を考える会において、「令和7年度施行改正 育児・介護休業法のポイント」にかかるセミナーを実施した。 ・三田市企業人権を考える会において、「令和7年度施行改正 育児・介護休業法のポイント」にかかるセミナーを実施した。	・引き続き、該当する事項やセミナー等があれば、会員事業者へ周知を図っていく。 ・関係課と連携し、講演会の開催等男女共同参画に関する啓発を行う。	産業政策課 人権共生推進課	1	3	
				P40	・新任職員、新任監督職及び新任管理職に対し男女共同参画に関する研修を行った。 ・新任職員、新任監督職及び新任管理職に対し男女共同参画に関する研修を行った。	・新任職員、新任監督職及び新任管理職に対し男女共同参画に関する研修の実施。 ・関係課と連携し、職員への男女共同参画に関する研修を行う。	人事戦略課 人権共生推進課		4	
		③ 市職員等の男女共同参画推進の意識づくり	④ 男女平等・男女共同参画に関する研修の充実	⑤ 人権意識と男女共同参画の視点に立った相談事業の充実	P41	・新任職員、新任監督職及び新任管理職に対し男女共同参画に関する研修を行った。 ・相談者の複合的な悩みにも対応できるよう、個人情報に配慮しながら様々な窓口・課の連携を密にして相談業務にあたっている。庁内ネットワーク会議を開催した。	・今後も継続して、男女平等・男女共同参画社会に対する理解の促進に努め、教職員一人一人が、社会生活の中で自らの能力を十分発揮できるような環境づくりに取り組む。 ・新任職員、新任監督職及び新任管理職に対し男女共同参画に関する研修の実施。 ・個人情報に配慮しながら様々な窓口・課の連携を密にして相談業務を行う。また庁内ネットワーク会議を今後も開催する。	人事戦略課 人権共生推進課		5
					P41	・人権・男女共同参画プラザにおいて男女共同参画に関する資料等を収集、情報提供した。また、同プラザで男女共同参画やDV等の企画展示を定期的実施した。 ・人権共生推進課と共催で性的マイノリティに関する本の展示を行った。本館・分館・分室共通行事として「パパといっしょのおはなし会」を開催。ウッディタウン分館では男女共同参画に関する本の展示、藍分室では男女共同参画の視点を含めた家族の在り方についての展示を行った。	・書籍や紙媒体の資料だけではなくSNS等で案内できるようにしていくことが課題である。 ・引き続き男女共同参画や性的マイノリティに関する資料収集を行うとともに、人権共生推進課と協力して展示・講演会等を実施予定。また、小さい子どものためのおはなし会に男性保護者の参加が少ないことから、各館で父親等をターゲットとしたおはなし会を行う。利用者の関心を得られるような男女共同参画に関連した展示を行う。	人権共生推進課 文化スポーツ課 (図書館)		6

基本目標	基本施策	取組の方向	計画書	具体的な施策 (具体的な施策の内容は計画書の該当ページ参照)	R6年度の取組状況	課題・今後の取組など	担当課	資料1 「活動指標」シート (連番にしたもの) 該当箇所	具体的な施策 (No.)
男女共同 1 参画社会 の実現		⑤ メディアにおけるあらゆる 人の人権尊重	P41	7 市が発信する情報において の表現の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 文章、イラスト、写真などで、明確な理由がない限り、性別に偏った表現を避けている。性別によって役職や立場を決定する行為や、男性は仕事、女性は家庭といった固定観念に基づく表現も使用していない。また、女性はスカート、男性はズボンと定義するような表現や、女性が存在する状況で「●●マン」という表現も控えている。敬称についても統一性を保っている。さらに、体の一部を用いる表現も使用しておらず、公平性と偏見の無い表現に細心の注意を払っている。 「人権さんだ」においては様々な人権テーマを設定する中で人権コラムやイメージ図など視覚的にも分かりやすく工夫した。ユニバーサルデザインフォントを導入するなど、誰もが読みやすい紙面作りを行った。カタログポケットなど多言語化アプリを使用し多言語対応に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みを継続し、課題等ができれば改善していく。 「人権さんだ」等発行する情報において、分かりやすい、読みやすい紙面作りを意識して行う。また、多言語対応にも継続して取り組む。 	広報広聴課 人権共生推進課		7
		⑥ 多様な性のあり方への理 解促進 【重点施策】	P41	8 多様性を認める意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 「誰もが働きやすい職場づくり」という視点を踏まえた研修を実施した。 「性の多様性への理解促進に向けた実践の手引き」をもとに、各学校において校内研修を行い、性の多様性の理解促進とその支援方法などについて理解を深めた。 人権啓発誌「人権さんだ」10月号に性的マイノリティの特集を掲載し、多様な性のあり方についての啓発を行った。市民啓発講座において性的マイノリティをテーマにした講座を実施した。市立図書館で「性的マイノリティを学ぶブックフェア」を開催した。職員向けの人権研修を開催し、性の多様性についての理解を深めることができるよう取組を行った。 子どもの主体性や自己肯定感を育み、多様性を認め合い、共に育ち合う保育の創造に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 「誰もが働きやすい職場づくり」という視点を踏まえた研修の実施 引き続き、性の多様性についての理解を深める研修を各学校で実施していく。 10月の「性的マイノリティ支援強調月間」の取組を中心に、多様な性のあり方についての啓発を行う。職員向けの人権研修を通して、職員が性的マイノリティについての基礎的な知識を身につけるように取組を行う。 引き続き、子どもと教職員が共に主体的に「人、もの、こと」に関わりながら多様性を認め合う保育の創造に取り組む。 	人事戦略課 学校教育課 人権共生推進課 幼児教育振興課	1	8
	⑦ 学校園所におけるジェン ダー教育	P44	9 ジェンダー平等を推進する 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各校の各教科や特別活動等の学習において、ジェンダー平等や多様な性の在り方への理解を深める学習活動を行った。 専門学校で市政出前講座を1回開催した。 男女混合名簿の使用 性別にとられない係活動 ジェンダーについて、性別や色、その他あらゆる概念を常に平等の意識をもち、保育や生活に向き合った。 	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる教育活動において、性別にとられず、自己実現が図られるよう推進していく。 学校に対し市政出前講座の回数増加に向けての働き掛けを行う。 あらゆる保育活動において、性別にとられず、自己実現が図られるよう推進していく。 男女共同参画意識の向上に向けて、研修の機会を確保する。 	学校教育課 人権共生推進課 保育振興課 幼児教育振興課	4	9	
2 多様な選 択を可能 にする教 育・学習の 充実	⑧ 一人ひとりの自立・職業意 識を育む教育・学習の推 進		P44	10 生涯を見通した、性別にとら われないキャリア教育の推 進	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県版「キャリア・パスポート」を活用するなどして、活動を振り返り、自己の成長を実感できるようにした。また、個々の目標を立て、自分らしさを尊重した自己実現について考える活動を行った。 科学をはじめ、キャリア教育や金融教育等、本物に触れる体験を子どもたちに提供することに努めた。令和6年度は93回の講座を開催し、地域住民(講師や子ども含む)延べ6,250人の参加があった。 人権啓発誌「人権さんだ」6月号に男女共同参画の特集を掲載し、男女共同参画社会についての啓発を行った。市民啓発講座において男女共同参画をテーマにした講座を実施し、合わせて図書の展示も行った。市政出前講座において男女共同参画を含む当課の取り組みを紹介した。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校の9年間を通じたキャリア教育を充実させていくことが必要。各校が作成している全体計画を小中間で共有していくなど、連携をはかりながら、体系的な取り組みを進めていく。 子どもたちが講座に参加したいと思えるような興味をもっているテーマの発掘や、市内全域の子どもたちにこうみん未来塾を受講できる機会の提供。 6月の「男女共同参画週間」の取組を中心に、性別によって役割が決められるのではなく、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会についての啓発を行う。 	学校教育課 子ども育成課 人権共生推進課	4・5	10

基本目標	基本施策	取組の方向	計画書	具体的な施策 (具体的な施策の内容は計画書の該当ページ参照)	R6年度の取組状況	課題・今後の取組など	担当課	資料1 「活動指標」シート (連番にしたもの) 該当箇所	具体的な施策 (No.)
		家庭教育・社会教育における男女共同参画推進の充実	P44	11 あらゆる分野へのチャレンジの推進	・専門学校で市政出前講座を開催し、男女共同参画を含む当課の取り組みを紹介した。	・市政出前講座を開催する。 ・本計画に記載されているリコチャレに関する情報提供の方法を検討する。	人権共生推進課	4	11
			P45	12 男女平等・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	・「家庭教育学級」を市内14校開設し、親子交流等の講座を計画的に実施、また「家庭教育学級合同フォーラム(市内全域対象)」を年1回実施した。 ・駅前子育て交流ひろばで定期的に、「お父さんお母さんがほっとできる場」として子育てについて気軽に相談できる場を開催しており、お父さんだけの参加もしやすいよう周知実施ができた。 ・該当なし	・未実施校区への働きかけが課題。 ・引き続き、男女ともに安心して育児に取り組めるよう啓発する必要がある。	子ども育成課 子ども政策課 高齢者支援課	4	12
			P45	13 男女共同参画についての学習機会の提供と充実	・さんだ生涯学習カレッジでシニアの学びの機会や交流の場を提供。 ・市政出前講座にメニューを設けているが、専門学校での1回の開催に終わり、地域での開催はなかった。市民向け啓発講座として3回開催した。	・今後もシニアがいつまでも自分らしく生き生きと暮らせるよう、カレッジの講座やクラブ活動の縮充を図る。 ・市政出前講座等学習機会の周知方法の検討が必要。男女共同参画にかかる市民向けの啓発講座は今後も開催する。	高齢者支援課 人権共生推進課	3・4	13
3 政策・方針決定の場への女性の参画拡大		⑩ 市の審議会等への女性の参画拡大	P48	14 審議会等の女性委員の割合の拡大	・附属機関等の女性の委員登用に係る事前協議と合わせ、誰もが参加しやすい環境を整えるため、暫定的ではあるが一時保育の費用を人権共生推進課で負担した。 ・市民委員の割合拡大を図るため、市民委員名簿案内通知に、一時保育、手話通訳、音声資料など、参加しやすいサポートがあることを明記した。また、市民委員の男女のそれぞれの人数が同数になるよう、市民名簿提供の際などに案内を行った。	・一時保育の費用の負担はR7年度より各課において予算措置化するようにしたが、附属機関の女性の登用に係る事前協議は今後も実施し、女性委員の割合の拡大を図る。 ・今後も誰もが参加しやすい環境を整えることができるよう公募委員の募集や名簿委員への打診にあたっては、サポート体制があることを明記するよう庁内周知を行っていく。	人権共生推進課 政策課		14
			P48	15 「三田市人材育成基本方針」「三田市特定事業主行動計画」の遵守	・ワークライフバランス目標を設定した人事評価の実施 ・階層別研修により女性活躍推進の意義を共有するよう努めた。	・ワークライフバランス目標を設定した人事評価の実施 ・階層別研修による女性活躍推進の意義共有	人事戦略課	6	15
			P48	16 女性職員の人材育成	・女性リーダー育成に関する研修へ派遣を行った ・キャリアデザインに関する研修を実施した。 ・市職員向けにワークライフバランス連続講座を開催した。 ・令和5年度途中まで行っていた庁議等の政策決定の場への女性職員を含む若手職員の参画の仕組みについては、庁内においてその意識も浸透してきたことから、令和6年度は制度化していないが、役職のある職員だけではなく、担当職員の参画があった。	・女性リーダー育成に関する研修への継続派遣 ・キャリアデザインに関する研修の拡充 ・関係課と連携し、男女共同参画の視点に基づき、女性職員の人材育成に繋がる講座等を開催する。 ・今後も女性職員を含む多くの若手職員が政策決定の場に参画してもらえるよう庁内通知等を行い、意識の向上を図っていく。	人事戦略課 人権共生推進課 政策課	6・7	16
			P49	17 事業所、農業組織、地域活動の場における女性参画拡大	・三田市企業人権を考える会において、「令和7年度施行改正 育児・介護休業法のポイント」にかかるセミナーを実施した。 ・三田市企業人権を考える会において、「令和7年度施行改正 育児・介護休業法のポイント」にかかるセミナーを実施した。 ・人権・男女共同参画プラザにおいてアウトリーチ活動として市民活動推進プラザと合同でまちなかお茶会を2回開催し、地域活動団体と情報・意見交換を行った。 ・女性の就農者の確保を図るため、新規就農相談や就農フェアへの出展に取り組んだ。現在の女性の新規就農者1名。女性の新規就農者の累計3名。	・引き続き、セミナー等を開催し、会員事業者等との交流の場を設けていく。 ・関係課と連携し、男女共同参画にかかる講座を開催する。 ・人権・男女共同参画プラザにおいて、まちなかお茶会を開催し、地域活動団体と情報・意見交換を行う。 ・女性農業者の取り組み事例を収集し、様々な機会を通じて市民等に情報提供を行う。	産業政策課 人権共生推進課 農業振興課		17

基本目標	基本施策	取組の方向	計画書	具体的な施策 (具体的な施策の内容は計画書の該当ページ参照)	R6年度の実施状況	課題・今後の取組など	担当課	資料1 「活動指標」シート (連番にしたもの) 該当箇所	具体的な施策 (No.)		
女性がいきいきと輝き活躍できる社会の実現	⑬ 女性リーダーの育成	P49	18	それぞれの分野における女性リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会や各区・自治会等の活動において、女性の力や視点がまちづくりに生かせるよう支援し、女性役員の積極的な活動が見受けられた。 特になし。 協議会に女性委員を選出した。 	<ul style="list-style-type: none"> 区・自治会の役員については、依然として男性中心となっている。女性役員の割合を増やすためには、女性参画の必要性の共有や意識改革に加え、業務の負担軽減等、地域の理解と協力が不可欠である。 各分野でリーダーとして活躍している方の講演等の開催や情報の発信に努める。 女性委員の割合の増加のために、女性の農業者の増を行う。 	地域づくり推進課 人権共生推進課 農業振興課		18		
			⑭ 雇用の分野における女性活躍、男女共同参画の推進	P51	19	「女性活躍推進法」に関する情報提供と女性労働者の活躍に向けた働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 三田市企業人権を考える会において、「令和7年度施行改正 育児・介護休業法のポイント」にかかるセミナーを実施した。 三田市企業人権を考える会において、「令和7年度施行改正 育児・介護休業法のポイント」にかかるセミナーを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、セミナー等を開催し、会員事業者等への取り組みの働きかけ等を行っていく。 関係課と連携し、講演会の開催等男女共同参画に関する啓発を行う。 	産業政策課 人権共生推進課	8	19
				P51	20	男女平等に働ける環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 「誰もが働きやすい職場づくり」という視点を踏まえた研修を実施した。 三田市企業人権を考える会において、「令和7年度施行改正 育児・介護休業法のポイント」にかかるセミナーを実施した。 三田市企業人権を考える会において、「令和7年度施行改正 育児・介護休業法のポイント」にかかるセミナーを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが働きやすい職場づくりのための働き方改革の推進。 引き続き、セミナー等を開催し、会員事業者等へ周知徹底を行っていく。 関係課と連携し、講演会の開催等男女共同参画に関する啓発を行う。 	人事戦略課 産業政策課 人権共生推進課	8	20
	⑮ 女性の就労支援、再就職、起業のための支援【重点施策】	就労の場における女性の活躍の実現【女性活躍推進計画】	P52	21	女性や若者の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> さんだ若者サポートステーションにおいて、相談支援やセミナー等を実施し、若年層の就労支援を行った。 人権・男女共同参画プラザにおいて女性のためのチャレンジ相談や女性のための働き方セミナーを専門の相談員を招いて開催した。また、起業女性のためのInstagram講座、女性のためのパソコン講座を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、若年層の就労支援を行っていく。 人権・男女共同参画プラザにおいて女性のためのチャレンジ相談や女性のための働き方セミナーを開催する。また、就労支援に繋がるスキル向上のためのパソコンやSNSを活用した講座を開催する。 	産業政策課 人権共生推進課	8	21	
			P52	22	女性の再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク三田との共催で就職面接会(2回)や企業訪問バスツアーを行い、就職支援を行った。 人権・男女共同参画プラザにおいて女性のためのチャレンジ相談や女性のための働き方セミナーを専門の相談員を招いて開催した。また、起業女性のためのInstagram講座、女性のためのパソコン講座を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、就職面接会や企業訪問バスツアー等を行い、就職支援を行っていく。 人権・男女共同参画プラザにおいて女性のためのチャレンジ相談や女性のための働き方セミナーを開催する。また、就労支援に繋がるスキル向上のためのパソコンやSNSを活用した講座を開催する。 	産業政策課 人権共生推進課	8	22	
			P52	23	男女共同参画の視点による農業・商工業施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 該当する取組はなかった。 兵庫六甲JA三田女性会と連携して野菜品評会を開催するなど女性農業者の栽培技術の向上と活躍を促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当する内容があれば情報提供や啓発などを行っていく。 女性農業者団体と連携し、活躍を促進する情報提供や啓発活動を充実する。 	産業政策課 農業振興課	8	23	
			P52	24	起業への支援	<ul style="list-style-type: none"> 三田市商工会での起業・創業のための情報提供や、起業者同士の情報交換の場としてのインキュベーション施設「コアラボさんだ」を活用した。 気軽にお試し出店ができるトライアルショップ(つぼみマーケット)を実施した。 女性の「やってみたい」を応援する「つぼみマーケット」、人権・男女共同参画プラザにおいて起業女性、起業予定の女性対象にInstagramが持つビジネスシーンでの強みを知り実践練習にも取り組める「起業女性のためのInstagram講座」を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、三田市商工会やコアラボさんだ等と連携して支援を行っていく。 「つぼみマーケット」の開催を関係課・関係機関と連携し、支援を行う。 人権・男女共同参画プラザにおいて、起業支援に繋がるスキル向上のためのパソコンやSNSを活用した講座を開催する。 	産業政策課 人権共生推進課	8	24	

基本目標	基本施策	取組の方向	計画書	具体的な施策 (具体的な施策の内容は計画書の該当ページ参照)	R6年度の取組状況	課題・今後の取組など	担当課	資料1 「活動指標」シート (連番にしたもの) 該当箇所	具体的な施策 (No.)
就業の実現		⑩ 女性のデジタルスキル向上とデジタル分野への就労支援【重点施策】	P52	25 デジタル人材育成のための支援	<ul style="list-style-type: none"> 三田市商工会においてデジタル人材育成のセミナー等を実施した。 人権・男女共同参画プラザにおいて、起業女性のためのインスタグラム講座、女性のためのパソコン講座を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、セミナー等を実施していく。 人権・男女共同参画プラザにおいて、スキル向上のためのパソコンやSNSを活用した講座を開催する。 	産業政策課 人権共生推進課	9	25
			P52	26 ITスキルの向上	<ul style="list-style-type: none"> 三田市商工会においてITスキル向上に向けたセミナー等を実施した。 人権・男女共同参画プラザにおいて、起業女性のためのインスタグラム講座、女性のためのパソコン講座を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、セミナー等を実施していく。 人権・男女共同参画プラザにおいて、スキル向上のためのパソコンやSNSを活用した講座を開催する。 	産業政策課 人権共生推進課	9	26
5 仕事と生活の調和の実現 (ワーク・ライフ・バランス)		⑪ だれもがともに働き続けるための子育てや介護支援の充実【重点施策】	P55	27 子育て・介護を支援するしくみの充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者本人だけでなく、就労している介護者への支援も含めた総合相談窓口の地域包括支援センターを市内6箇所に設置。 放課後児童クラブでは、市内15小学校区に32クラブを開設し、1,070名(R6年4月1日現在)の利用があった。定員超過したクラブに対して、近隣クラブへの送迎を行い、待機児童解消に努めた。 待機児童は2人と解消間近である。各園定員の空き状況と保護者の希望をマッチさせる案内を行った。また、保育士確保対策や保育の質向上に向けた支援事業も実施した。 SUNだっこアプリの配信 妊娠中の人や就学前の子育て家庭を対象に、子育て支援情報やイベント情報の配信、予防接種スケジュール等が管理できるスマホアプリ(SUNだっこアプリ)を利用し、適宜必要な情報を提供した。アプリ登録促進により、登録者数を着実に増やすことができた。 ファミリーサポートセンター事業の実施 協力会員養成講座、協力会員講習会、会員交流会、体験保育「ドレミ」を実施した。 活動内容は、習い事の送迎、放課後児童クラブや保育施設への送迎のほか、保育施設の時間外の預かりの利用が多い。コーディネーターによるきめ細かいマッチング作業により、円滑な市民同士の自助活動が実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の増加に伴い、相談内容が複雑化しており、今後も様々な相談支援を行うため、支援体制の強化を図っていく。 今後数年間は、増加傾向にある放課後児童クラブ利用者はどう受け入れるか、働き方の多様化に応じた体制の構築が課題である。 引き続き、保護者の相談に丁寧に応じ、必要な支援を行うとともに、保育士確保対策や保育士支援事業を実施する。 情報発信の内容を充実させたり、発信方法(継続して妊娠期に役立つ情報や子どもの成長に応じた子育て情報を本当に必要な時期にピンポイントで発信、子育てイベント情報も定期的に配信)を研究していく必要がある。 少子化の影響で依頼会員数が減少傾向にあるため、今後の啓発方法を検討する必要がある。また、協力会員の高齢化やスキルアップによる質の向上が求められている。 	高齢者支援課 子ども育成課 保育振興課 子ども政策課	11・12	27
			P55	28 事業所に対して仕事と子育て・介護の両立のできる職場づくりへの働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 男性職員の育児休業等の取得推進に努めた 三田市企業人権を考える会において、「令和7年度施行改正 育児・介護休業法のポイント」にかかるセミナーを実施した。 三田市企業人権を考える会において、「令和7年度施行改正 育児・介護休業法のポイント」にかかるセミナーを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、仕事と子育て・介護の両立のできる職場づくりのための働き方改革の推進 引き続き、該当する取組があれば情報提供等を行っていく。 関係課と連携し、講演会の開催等男女共同参画に関する啓発を行う。 	人事戦略課 産業政策課 人権共生推進課	12	28

基本目標	基本施策	取組の方向	計画書	具体的な施策 (具体的な施策の内容は計画書の該当ページ参照)	R6年度の取組状況	課題・今後の取組など	担当課	資料1 「活動指標」シート (連番にしたもの) 該当箇所	具体的な施策 (No.)		
6		⑱ ともに暮らしを充実させるための男性の働き方改革	P55	29 男性の家事・子育て・介護への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 男性職員の育児休業等の取得促進に努めた 在宅介護にかかわる家族を対象に、男女問わずワークライフバランスの実現や介護負担の軽減を支援するため、介護者支援講座や介護入門講座を実施している。 人権・男女共同参画プラザにおいて経験ゼロの男性のためのお料理講座を開催した。 これから親となる方が妊娠の経過や出産、育児について学び、妊娠中や出産後の育児を見通しをもって臨むことができるようプレ・パパママ教室を年9回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 男性職員の育児休業等の取得促進。 対象者のニーズに合わせた講座内容を検討し、今後も継続して、講座を実施していく。 人権・男女共同参画プラザにおいて、男性を対象とした料理教室やパートナーシップを重視した事業を開催する。 今後も参加者にとって有益な教室となるよう、子育て世帯のニーズを把握し、内容を適宜見直しながら継続実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事戦略課 高齢者支援課 人権共生推進課 子ども政策課 	10・12	29		
			P55	30 男性のための相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「男性のための電話相談」を開設し、内容によって適切な支援機関を案内した。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談を開設しているものの利用が少なく、相談機会があることの周知を図る必要がある。 	人権共生推進課			30	
	地域における女性活躍の推進	⑲ 地域活動・市民活動における役割分担の見直し	P58	31 だれもが参加しやすい地域活動団体への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> だれもが参加しやすくなるよう、自治会等の地域活動団体に対する研修活動を通じて意識啓発を行った。(2月3日阪神地区自治会連合会研修会「男女共同参画と防災・減災・復興～阪神淡路大震災から30年を迎えて～」(三田市総合文化センター)) 人権啓発誌「人権さんだ」6月号に男女共同参画の特集を掲載し、男女共同参画社会についての啓発を行った。市民啓発講座において男女共同参画をテーマにした講座を実施し、合わせて図書の展示も行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な世代の男女がともに地域で活躍し、地域の一員として地域の活性化に貢献できるよう、区・自治会、まちづくり協議会等の地域団体への参加を働きかける。 6月の「男女共同参画週間」の取組を中心に、性別によって役割が決めるのではなく、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会についての啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり推進課 人権共生推進課 	13	31		
			P58	32 男女共同参画に関する市民活動への支援、交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 女性が中心となって活動されている活動団体も多くあり、様々な分野において女性の力や視点を活かせるよう、市民活動団体の活動支援に取り組んだ。 人権・男女共同参画プラザにおいてアウトリーチ活動として市民活動推進プラザと合同でまちなかお茶会を2回開催し、地域活動団体と情報・意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する市民活動団体の活動や交流・ネットワークづくりを支援していくため、市民活動推進プラザと人権・男女共同参画プラザの連携を推進していく。 人権・男女共同参画プラザにおいて、まちなかお茶会を開催し、地域活動団体と情報・意見交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり推進課 人権共生推進課 			13	32
			P58	33 地域における自主防災活動への男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画や地域での防災マニュアルに、積極的に多様な市民の意見反映するように努めた。 各自主防災組織で防災訓練や定期的な会合等を実施する際、女性の意見の重要性を意識してもらえるように依頼している。 避難所について、避難所運営マニュアルで「女性・幼児・性的マイノリティ等に配慮した避難所運営」を推進し、避難所開設時に配慮するよう心掛けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画に多様な意見を反映させるため、引き続き、防災委員に女性の参加を促していく。 自主防災活動は地域が主体となる防災活動であり、その活動の中で市が女性の参加・参画を積極的に推進するには困難な部分がある。 防災分野において、女性・幼児・性的マイノリティ等に配慮した避難所運営や人権を意識した防災への取組などに、以前より関心が高まっている。こうした流れを市全体に幅広く展開し、防災分野における男女共同参画を推進できるように取り組んでいきたい。 	危機管理課				33
				P61	34 女性、子ども、弱者に対する暴力根絶のための意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 「虐待対応の手引き」に基づいた適切な対応ができるよう、教職員の資質向上を図るとともに、関係機関との更なる連携の充実を図った。 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間では、市民へDVの未然防止や配偶者暴力相談支援センター相談窓口を広く広報するため、本庁舎でののぼり旗設置のほか、人権・男女共同参画プラザにおいて市民センターでのツリー設置やガールスカウト(兵庫県第90団)の協力を得てまちづくり協働センターで啓発グッズを配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止に向け、生徒指導担当者などで虐待防止の手引きについても周知し、児童虐待防止の取組を各学校と連携して行っていく。 「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、これまでの啓発を行い、実施範囲を広げることを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育課 人権共生推進課 	14	34	

基本目標	基本施策	取組の方向	計画書	具体的な施策 (具体的な施策の内容は計画書の該当ページ参照)	R6年度の取組状況	課題・今後の取組など	担当課	資料1 「活動指標」シート (連番にしたもの) 該当箇所	具体的な 施策 (No.)
7	あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】	㉑ あらゆる暴力を許さない意識づくり	P61	35 性犯罪被害等防止への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省作成「生命(いのち)の安全教育のための教材及び指導の手引き」を活用し、児童生徒の発達段階に応じた指導を推進した。 ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間では、市民へDVの未然防止や配偶者暴力相談支援センター相談窓口を広く広報するため、本庁舎でののぼり旗設置のほか、人権・男女共同参画プラザにおいて市民センターでのツリー設置やガールスカウトの協力を得てまちづくり協働センターで啓発グッズを配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者とならないよう「生命(いのち)を大切に安全教育」を推進していく。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、これまでの啓発を行い、実施範囲を広げることを検討する。 	学校教育課 人権共生推進課	14	35
			P61	36 女性に対する暴力に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDVに限らず、女性に対する暴力に関する学習機会の周知方法を検討する。 	人権共生推進課	14	36
			P61	37 DVの根絶に向けた、DVは人権侵害・犯罪であるという意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間では、市民へDVの未然防止や配偶者暴力相談支援センター相談窓口を広く広報するため、本庁舎でののぼり旗設置のほか、人権・男女共同参画プラザにおいて市民センターでのツリー設置やガールスカウトの協力を得てまちづくり協働センターで啓発グッズを配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、これまでの啓発を行い、実施範囲を広げることを検討する。 	人権共生推進課	14	37
		㉒ 子ども、若年層に対する意識づくり・予防啓発教育	P62	38 デートDV防止のための教育と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導担当者等を通じて、デートDV防止に係る啓発を行った。 ・特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の生徒指導や人権教育を通じて、児童生徒がデートDV防止について知ったり学んだりする場を設定することを推進していく。 ・デートDVに限らず、女性に対する暴力に関する学習機会の周知方法を検討する。 	学校教育課 人権共生推進課	14	38
			P62	39 アダルトビデオ出演強要問題やJKビジネス問題に関する周知	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動期間に「パープルリボンキャンペーン」を開催し啓発にあたった。 ・市HPで「AV出演強要・JKビジネス」等被害者防止月間の周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・11月の女性に対する暴力をなくす運動期間に「パープルリボンキャンペーン」を開催し、継発を行う。 ・市HPで「AV出演強要・JKビジネス」等被害者防止月間等若年層を対象とした性的な暴力の啓発の周知を図る。 	人権共生推進課	14	39
		㉓ ハラスメントやストーカ行為等の防止対策、相談の充実	P62	40 各種ハラスメント、ストーカ規制法等についての広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント相談窓口や専門医によるメンタルヘルス相談窓口、臨床心理士によるこころの健康相談を実施した。 ・職員のストレスチェックを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士によるこころの健康相談を実施 ・職員のストレスチェックを実施 	人事戦略課 産業政策課 人権共生推進課	14	40
					<ul style="list-style-type: none"> ・アルバイト等の労働条件にかかる相談等、HPに掲載し広報・啓発を行った。 ・人権に関する総合相談窓口や、人権擁護委員による人権相談のほか、内容に応じた関係機関につないだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、HP等で情報提供等を行っていく。 ・人権に関する総合相談窓口の周知啓発に努めるとともに、各関係機関と連携をとり相談内容に応じた機関等へ円滑につなげる。 			
		㉔ DV被害者の保護・自立に向けた支援の充実【重点施策】	P63	41 DV・デートDVに関する相談窓口の周知と相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所や市民センター等でDV相談カード配布すると同時に窓口の職員から当センターを案内できるよう周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種窓口での当センターの案内周知を依頼するとともに、相談員専門研修への積極的な参加により相談員の資質向上を図る。関係部署や県、市民活動団体等との連携・協力の充実を図る。 	配偶者暴力相談支援センター	15	41
			P63	42 DV被害者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や関係部署と連携・協力して安全確保を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全確保を第一に警察や関係機関との緊急連絡体制の一層の強化を図る。 	配偶者暴力相談支援センター	15	42
			P63	43 DV被害者の保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク関係機関は、緊急時は緊密に連絡をとりあつて問題解決に当たった。 ・支援にあたって被害者の安全確保と意思を第一に尊重するよう徹底した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク関係機関で「DV対応マニュアル」を共有しながら、被害者の安全確保と意思尊重を第一に、連絡調整を密に取り合い、保護体制の充実を図る。 	配偶者暴力相談支援センター	15	43
			P63	44 DV被害者等の自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談の終結にあたっては相談者の意向を尊重し、他部署や他市町へ引き継ぎをするよう心掛けた。他市に移管した被害者へも定期的に連絡をとるなど、中長期的な支援に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の意向を尊重し、関係機関や部署と連携しながら、被害者にとって適切な自立支援等を目指していく。 	配偶者暴力相談支援センター	15	44
			P63	45 DV防止ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「DVネットワーク会議」を活用し、関係機関、部署と連携して、被害者支援を第一に事案解決を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の意向を尊重し、関係機関や部署と連携しながら、被害者にとって適切な自立支援等を目指していく。 	配偶者暴力相談支援センター	15	45

基本目標	基本施策	取組の方向	計画書	具体的な施策 (具体的な施策の内容は計画書の該当ページ参照)	R6年度の取組状況	課題・今後の取組など	担当課	資料1 「活動指標」シート (連番にしたもの) 該当箇所	具体的な施策 (No.)	
健康で安全・安心に暮らせる社会の実現	生涯を通じた心身の健康支援	②⑤ 生涯にわたる健康づくりの支援	P66	46 男女の健康づくり・健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各種出前講座や働き盛り世代を対象とした健康応援セミナー、健康相談等において適正体重やバランスのよい食事について啓発を行った。R6年度は集団健康教育の対象者を見直し、退職後等の運動習慣確立を目的とした教室運営を行った。また、10月のピンクリボンキャンペーンにおいて、乳がん検診をはじめとする女性がん検診の受診啓発を行い、12月には受診率が低い未受診の20歳の女性を対象に子宮頸がん検診の再勧奨を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各種健康教育等の健康増進事業や食育推進事業において、健康・栄養課題に関する啓発を行うとともに、がん検診等の受診啓発、受診勧奨を積極的に行う。 	健康増進課	16・17	46	
		②⑥ 妊娠・出産・子育て期に関する健康支援	P66	47 妊娠・出産等に関する総合的な健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 市内4拠点の妊娠・出産・子育て期の総合相談窓口(チャッピーサポートセンター)を安定運営した。気軽な相談窓口として、妊娠・出産期・子育て期までの切れ目のない支援に努めた。妊娠・出産等のライフイベントを女性の健康を含めた家族間の変化等の状況を理解し、心身の健康づくりに向けて適切な支援に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画にかかる講座開催時に女性の健康づくりについての話を入れる等手法について検討を行う。 R7年度より一部名称変更(本庁・保健センターの拠点はチャッピー子育て支援センター、その他の拠点はチャッピーサポートセンター)となったが、今後も継続して周知を図るとともに、男女共同参画の視点に配慮し、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を実施する。 	人権共生推進課 子ども政策課		47	
		②⑦ こころの健康づくりに関する支援【重点施策】	P66	48 相談スキルの向上	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士によるメンタルヘルス研修(ラインケア)を実施した。 相談員の相談スキルの向上のために研修会に参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ラインケア研修の実施に加え、新任職員向けのメンタルヘルス面談を実施し、職場環境改善への取り組み強化を目指す 相談員の相談スキル向上のための研修会に参加する。 	人事戦略課 人権共生推進課		48	
				P66	49 こころの健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> 2月にこころの健康づくり講演会を実施。また、働き盛り世代向け健康教育において、心の健康づくりに関する講話を行った。 さんだ生涯学習カレッジにおいて、こころの健康に関する講座を実施。 「女性のための相談」では、相談者の希望に応じて必要な機関と連携して問題解決に当たった。「男性のための電話相談」を開設し、内容によって適切な支援機関を案内した。 妊娠期から産後にかけて、妊婦面談や妊娠後期アンケート、新生児訪問等を行い、支援が必要な妊産婦の早期発見、早期介入に努めた。あわせて医療機関等、関連機関との連携を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発に取り組む。 今後も継続して同様の講座を実施する。 「女性のための相談」、「男性のための電話相談」の開設により、関係課・関係機関と連携し、支援する。 現行の取り組みを継続するとともに、関連機関との連携を強化し、各役割を明確にして支援に臨む。 	健康増進課 高齢者支援課 人権共生推進課 子ども政策課		49
						P69	50 男女共同参画の視点による高齢者・障害者施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 困難を抱えた高齢者に対して、市内6カ所に設置している地域包括支援センターで総合相談を行っている。また、その内容に応じて、専門機関と連携し、支援を行っている。 障害者の自立した生活に向けたグループホームの整備費用の助成、また、グループホーム利用者の家賃助成をおこなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな困難を抱えている高齢者の支援について、地域包括支援センターだけでなく、他の専門機関と協力して対応するため、他機関との協力体制の強化を図っていく。 今後も継続をする。 	高齢者支援課 障害福祉課

基本目標	基本施策	取組の方向	計画書	具体的な施策 (具体的な施策の内容は計画書の該当ページ参照)	R6年度の取組状況	課題・今後の取組など	担当課	資料1 「活動指標」シート (連番にしたもの) 該当箇所	具体的な施策 (No.)				
9 困難を抱えた人々が安心して暮らせる支援	⑳ 生活上の困難に直面する人々への支援	P69 51 複合的に困難な状況にある女性に対する相談・支援体制の充実	P69	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前から18歳未満の児童を養育していく上でのさまざまな悩み事や心配事の相談に応じた。ヤングケアラーの相談窓口としても対応した。 ・基幹相談支援センターが、障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口業務を担っており、24時間365日通報等に対応する体制をとっている。 ・障害者の総合的な窓口として「きいてネット」を設置し、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センターの3センターと障害者基幹相談支援センターとが連携して、相談支援業務を行っている。 ・女性のための相談、くらしの人権相談窓口等を設置し、相談内容に合わせて関係機関と連携し対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会においてケース管理、情報共有、対応方針等を協議していく。また、ヤングケアラーについては実態調査を実施し早期発見につとめ、必要な支援につなげることとしている。 ・今後も継続をする。 ・「女性のための相談」、「くらしの人権相談窓口」等を引き続き設置し、関係課・関係機関と連携し、対応する。 	子ども家庭課	18	51					
						P69 52 性的マイノリティの人への支援			<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の運用を行うとともに、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを通して、広域的な取組を行った。 ・性的マイノリティ特設電話相談を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についての認知度を高める取組を行う。 ・性的マイノリティ特設電話相談を引き続き実施する。 ・三田市性的マイノリティ支援検討委員会において、パートナーシップ制度に関する最新情報の共有を行う。 ・各種申請書・諸証明等への性別記載に関する実態調査を実施する。 	人権共生推進課	19	52
						P70 53 外国人やその子どもへの支援			<ul style="list-style-type: none"> ・母語支援の必要な児童生徒に対して、兵庫県事業「子ども多文化共生サポーター」の配置終了後、三田市事業「外国人語学指導員」を配置した。(対象児童生徒 15名、223回、927時間) ・日本語サロンやにほんご教室SKIP、さんだくらしの日本語教室、外国人よろず相談、通訳・翻訳制度等を実施し、多言語ニュースレター等で外国人へこれらの周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての外国人児童生徒等が自己実現を図るためには、支援員の配置のみならず、関係機関等と連携・協働した支援体制の確立が不可欠である。今後も個に応じたきめ細やかな支援を充実させる。 ・外国人やその子どもの暮らしに役立つ事業の実施、情報の提供を行う。 	学校教育課 人権共生推進課		53
		㉑ ひとり親家庭の自立支援	P70 54 ひとり親家庭の自立促進・生活基盤の安定に向けての支援	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚前後の相談を通して、児童扶養手当給付事業やひとり親家庭の自立支援事業等、制度利用の案内や助言を行い、自立に向けた支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き相談事業を行い、利用可能な支援事業を案内するとともに、ひとり親家庭の支援の充実を図っていく。 	子ども家庭課		54					